運輸省告示第五百七十五号・平成二年十一月二十二日
国土交通省告示第四百七十九号・平成十五年十二月四十二日・改正
（平成十五年十二月四十二日施行）
国土交通省告示第四十九号・平成十五年十二月四十二日・改正
（平成二十六年四月二日施行）

標準貨物自動車運送約款

目次

第一章　総則
第二章　運送引受
第三章　附帯業務等（第一条・第二条）
第四章　運送業務等
第一節　通則（第三条―第六条）
第二節　引受け（第七条―第十六条）
第三節　貨物の受取及び引渡し（第十七条―第二十六条）
第四節　指図（第二十七条・第二十八条）
第五節　事故（第二十九条・第三十一条）
第六節　運賃及び料金（第三十二条―第三十七条）
第七節　運送保険（第三十八条・第三十九条）
第八節　責任
第九節　運輸運賃（第四十条―第四十五条）
第十節　附帯業務等（第四十六条―第四十八条）
第十一節　雑則（第四十九条―第五十条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の一般貨物自動車運送事業を第三者に委託することがあります。

3　当店は、特別機合せ運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運送の引受、貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款による定めのない事項については、法令又は慣の順位により、この運送約款と定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を各号に掲げ期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基となる輸送距離百キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　配達期間　集荷及び配達を行う場合にあっては、一日

2　前項の規定による引渡期間の進行後、貨物の滅失があったときは、これをもって運送とします。

第二節　引受け

（貨物の種類及び性質の明示）

第六条　運送の申込みをする者は、貨物の種類及び性質を明示することがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質について詳しく申込者が告げたことにより、その貨物の種類及び性質を明示することがあります。

3　当店は、前項の規定によりその貨物の種類及び性質を明示した場合において、その貨物の種類及び性質が申込者の明示したものと異なるときは、これにより生じた損害の賠償を請求します。

4　当店が、第一項の規定によって貨物の種類及び性質が申込者の明示したものと異なるときは、申込者に対して、貨物の種類及び性質を明示しなければならないことを要求することがあります。

（引受不能の貨物の拒否）

第七条　当店は、貨物を運送することが適当でないと認める貨物については、運送を拒絶することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の運送を拒絶するときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（引渡不能の貨物の通知）

第八条　当店は、貨物を運送することができない場合又は第十条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を拒絶することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の運送を拒絶したときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（引渡不能の貨物の処理）

第九条　当店は、第十条第二項の規定により荷送人に対して指図をすべきことを求めた場合において、荷送人から指図をしないときは、その貨物を運送することができます。

2　前項の規定により貨物を運送したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物を運送した場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

4　貨物が滅失、毀損又は汚染したときは、第一項の指図をしようとする場合は、当該貨物引渡証を提示しなければなりません。

（指図によらない運送）

第十条　当店は、運送上の支障があるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図によらないことがあります。

2　前項の規定による指図によらないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は貨物引渡証の所持人に通知します。指図によらない運送の責任は、この限りではありません。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十一条　当店は、運送状に記載され、又は通告された場所又は発送地において荷送人又は荷受人の指定する者に貨物を受取り、運送状に記載された場所又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等による引渡し）

第十二条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとなります。

一　荷受人が引渡先における管理者又はこれに準ずる者

二　船舶、航空機、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第十三条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は出代金等の支払を受けなければ、貨物の引渡しをしません。

2　前項の規定により留置した貨物が、当店の責に帰すべき事由によらないで滅失、毀損又は汚染したときは、これを補償します。

（貨物引換証の受取拒絶等）

第十四条　当店は、貨物引換証を発行したときは、これを引渡しをしません。

2　貨物引換証の所持人が貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをしてその貨物引換証の正当な権利者であることを示して相当の担保を提供した後でなければ、当店は当該貨物の引渡しをしません。

3　前項の規定による担保の提供は、保険証券の提供又は当店の定める相当の金銭の提供をもってこれに代えることができます。

（指図の運送）

第十五条　当店は、荷受人を運送することができない場合は、運送人、荷送人に対して相当の期間を定め貨物の処分について指図をすべきことを催告することがあります。

2　当店は、次の場合には、荷受人又は荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の受取又は引渡しを催告し、その期間経過後の後、さらに、荷送人に対し、前項の期間を定める指図を同じ内容の催告をすることがあります。

一　貨物の引渡しについて争いがあるとき

二　荷受人が、貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の理由により荷受人受け取ることができないとき

（引渡不能の貨物の寄託）

第十六条　当店は、荷受人を通知することができない場合又は前条第一項各号に掲げる場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物を寄託した場合において、倉庫証券を作らせたときは、その倉庫証券を荷受人に提示して、その寄託の条件を承認しなければなりません。

4　当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の処置）

第十七条　当店は、荷受人を通知することができない場合及び第十二条第十項各号に掲げる場合には、その貨物を処置することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を処置したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の調査）

第十八条　当店は、第十一条の規定により荷送人に対して指図をすべきことを求めた場合において、荷送人から指図をしないときは、その貨物を運送することができます。

2　前項の場合において、当店は、荷受人又は荷送人に対して、その貨物の調査を求めることがあります。

3　当店は、第一項の規定により貨物を運送したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

4　第一項及び第二項の規定により貨物の調査を求めた場合において、当店は、荷受人又は荷送人に対して、その貨物の調査の費用の負担を求めることがあります。

5　貨物が滅失、毀損又は汚染したときは、その引渡しをした日における貨物との引渡等地の運賃額の差額に相当する額を返還します。

6　第一項及び第二項の規定により貨物の調査を求めた場合において、荷受人又は荷送人が、その貨物の調査の費用の負担を拒絶したときは、その貨物の調査を中止します。

7　第一項及び第二項の規定により貨物の調査を求めた場合において、荷受人又は荷送人が、その貨物の調査の費用の負担を拒絶したときは、その貨物の調査を中止します。

（運送不能の貨物の処置）

第十九条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとなります。

一　荷受人が引渡先における管理者又はこれに準ずる者

二　船舶、航空機、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第二十条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は出代金等の支払を受けなければ、貨物の引渡しをしません。

2　前項の規定により留置した貨物が、当店の責に帰すべき事由によらないで滅失、毀損又は汚染したときは、これを補償します。

（貨物引換証の受取拒絶等）

第二十一条　当店は、貨物引換証を発行したときは、これを引渡しをしません。

2　貨物引換証の所持人が貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをしてその貨物引換証の正当な権利者であることを示して相当の担保を提供した後でなければ、当店は当該貨物の引渡しをしません。

3　前項の担保は、保証証券の提供をもってこれに代えることができます。

（指図の運送）

第二十二条　当店は、荷受人を運送することができない場合は、運送人、荷送人に対して相当の期間を定め貨物の処分について指図をすべきことを催告することがあります。

2　当店は、次の場合には、荷受人又は荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の受取又は引渡しを催告し、その期間経過後の後、さらに、荷送人に対し、前項の期間を定める指図を同じ内容の催告をすることがあります。

一　貨物の引渡しについて争いがあるとき

二　荷受人が、貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の理由により荷受人受け取ることができないとき

（引渡不能の貨物の寄託）

第二十三条　当店は、荷受人を通知することができない場合は、運送人、荷送人に対して相当の期間を定め貨物の処分について指図をすべきことを催告することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物を寄託した場合において、倉庫証券を作らせたときは、その倉庫証券を荷受人に提示して、その寄託の条件を承認しなければなりません。

4　当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の処置）

第二十四条　当店は、荷受人を通知することができない場合及び第十二条第十項各号に掲げる場合には、その貨物を処置することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を処置したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

第五節　指図

（貨物の処分）

第二十五条　当店は、荷受人又は荷送人が運賃、料金等を支払わないときは、その貨物の運送を中止、返送、転送、保管又は売却することができます。ただし、荷受人又は荷送人が運賃、料金等を支払うことができないときは、その貨物の運送を中止、返送、転送、保管又は売却することができます。

2　前項の規定により貨物の運送を中止、返送、転送、保管又は売却したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

3　前項の規定により貨物を売却したときは、その代金から運賃、料金等の額を差引き、その残額を荷送人又は荷受人に返還します。

4　第一項の規定により貨物の運送を中止、返送、転送、保管又は売却したときは、運賃、料金等の額を収受します。

（事故等による運賃、料金）

第二十六条　当店は、第二十五条及び第二十九条の規定により処分したときは、その処分に要した費用、運賃、料金等の額を収受します。

2　当店は、前項の場合において、貨物の運送を行ったときは、その運賃、料金等の額を収受します。

3　当店は、第一項の場合において、貨物の運送を行ったときは、その運賃、料金等の額を収受します。

（運送の中止）

第二十七条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷受人又は荷送人が運賃、料金等の額を支払うまでの間、その貨物の運送を中止します。

2　前項の中止手数料は、次の各号の区分により、当店が負担します。

一　運送の中止をしたときは、運賃、料金等の額の百分の三十

二　指図により貨物の運送をあつかうときは、一運送契約につき三百円

三　小型車で運送をあつかうときは、一両につき三千五百円

四　使用車両で運送をあつかうときは、一両につき三千五百円

第六節　責任

（責任の始期）

第二十八条　当店の貨物の滅失、き損については、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任の免責）

第二十九条　当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について責任を負いません。

（コンテナ貨物の責任）

第三十条　前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって運送貨物の種別に応じ次の法令が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は毀損について、当店に対し賠償責任を負わないことを証明しない限り、当該運送貨物の滅失、き損又は延着について賠償責任を負います。

一　荷送人が貨物を詰めたものであること

二　コンテナの封印に異常がないこと

（特殊な貨物等の責任）

第三十一条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について第十四条第二号の規定に基づき荷送人から付された条件に従って運送をしたときは、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）

第三十二条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、又は虚偽に申告された貨物の運送をしたときは、その損害賠償の責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（運送状等の記載の不実等の責任）

第三十三条　当店は、運送状等に記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第三十四条　当店は、次の事由によって貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の性質、自然の消耗、通常の漏出、通常の乾燥、通常の目減りその他の通常の変化

二　当該貨物の欠陥、自然の発火、爆発、おれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三　戦争、暴動、騒擾、同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　地震、暴風、暴波、高潮、大雪、豪雨、雹、雷その他の天災

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、廃棄又は第三者の引渡し

七　荷送人又は荷受人の過失又は過失

（運賃等に対する特別）

第三十五条　高運賃については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を申告しなければ、当店は運賃割増の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第三十六条　当店の貨物の一部滅失又は損についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に滅失があったことが明らかであるときは、当該貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

2　前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（運賃割増額の額）

第三十七条　貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その貨物の引渡すべきもののうちの一部に相当する額によって、これを定めます。

2　前項の損害賠償の額は、次の各号の区分により、当店が負担します。

一　運賃割増額の額が、その引渡しのあった日における貨物の到着地の価額の差額に相当する額を超えないときは、その割増額

二　運賃割増額の額が、その引渡しのあった日における貨物の到着地の価額の差額に相当する額を超えるときは、その差額

3　第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受人が払い戻しを受けた運賃、料金等は、前項の損害賠償から控除します。

4　第一項及び第二項の規定により貨物の損害賠償の額を定めるときは、当事者間で別に定めた金額を損害賠償の額とします。

5　貨物が延着して、損害賠償の額は、その延着の時間に応じ、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十八条　当店は、前条の規定にかかわらず、当店に悪意があった場合又は重大な過失によって貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、同条の損害賠償の額を倍額とします。

（価格）

第四十九条　当店の責任は、荷受人から貨物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の期間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物の引渡すべきであった日から起算します。

3　前二項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（運賃割増額の額）

第五十条　当店の責任は、荷受人が貨物を受け取ったときから一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の期間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物の引渡すべきであった日から起算します。

3　前二項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（運賃割増額の額）

第五十一条　当店は、荷受人が貨物を受け取ったときは、その貨物の引渡しをしたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について責任を負います。

2　貨物が滅失、毀損又は延着したときは、荷受人は、その貨物の価額に対する運賃、料金等の額を限度として、その損害賠償の額を定めます。

3　第一項の規定により貨物の引渡しをしたときは、当店は、荷受人に対して、その貨物の価額に対する運賃、料金等の額を限度として、その損害賠償の額を定めます。

4　第一項及び第二項の規定により貨物の損害賠償の額を定めるときは、当事者間で別に定めた金額を損害賠償の額とします。

5　貨物が延着して、損害賠償の額は、その延着の時間に応じ、運賃、料金等の総額を限度とします。

第五十二条　当店は、前条の規定にかかわらず、当店に悪意があった場合又は重大な過失によって貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、同条の損害賠償の額を倍額とします。

（価格）

第五十三条　当店は、前条の規定にかかわらず、当店に悪意があった場合又は重大な過失によって貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、荷受人から請求があった場合には、当店は、その貨物の価額を限度として、その損害賠償の額を定めます。

2　前項の場合において、当店は、荷受人から貨物引渡証の請求があった場合には、当店は、その貨物の価額を限度として、その損害賠償の額を定めます。

（運賃、料金等の返還）

第五十四条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷受人又は荷送人が運賃、料金等の額を支払うまでの間、その貨物の運送を中止します。

2　前項の中止手数料は、次の各号の区分により、当店が負担します。

一　運送の中止をしたときは、運賃、料金等の額の百分の三十

二　指図により貨物の運送をあつかうときは、一運送契約につき三百円

三　小型車で運送をあつかうときは、一両につき三千五百円

四　使用車両で運送をあつかうときは、一両につき三千五百円

第八節　責任

（責任の始期）

第三十八条　当店の貨物の滅失、き損については、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任の免責）

第三十九条　当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について責任を負います。

（コンテナ貨物の責任）

第四十条　前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって運送貨物の種別に応じ次の法令が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は毀損について、当店に対し賠償責任を負わないことを証明しない限り、当該運送貨物の滅失、き損又は延着について賠償責任を負います。

一　荷送人が貨物を詰めたものであること

二　コンテナの封印に異常がないこと

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第四十一条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について第十四条第二号の規定に基づき荷送人から付された条件に従って運送をしたときは、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）

第四十二条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、又は虚偽に申告された貨物の運送をしたときは、その損害賠償の責任を負います。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（運送状等の記載の不実等の責任）

第四十三条　当店は、運送状等に記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第四十四条　当店は、次の事由によって貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の性質、自然の消耗、通常の漏出、通常の乾燥、通常の目減りその他の通常の変化

二　当該貨物の欠陥、自然の発火、爆発、おれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三　戦争、暴動、騒擾、同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　地震、暴風、暴波、高潮、大雪、豪雨、雹、雷その他の天災

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、廃棄又は第三者の引渡し

七　荷送人又は荷受人の過失又は過失

（運賃割増額の額）

第四十五条　高運賃については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を申告しなければ、当店は運賃割増の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第四十六条　当店の貨物の一部滅失又は損についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に滅失があったことが明らかであるときは、当店の悪意があった場合には、この限りではありません。

2　前項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（運賃割増額の額）

第四十七条　当店の責任は、荷受人が貨物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の期間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物の引渡すべきであった日から起算します。

3　前二項の規定は、当店に悪意があった場合には、これを適用しません。

（運賃割増額の額）

第四十八条　当店は、荷受人が貨物を受け取ったときは、その貨物の引渡しをしたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について責任を負います。

2　貨物が滅失、毀損又は延着したときは、荷受人は、その貨物の価額に対する運賃、料金等の額を限度として、その損害賠償の額を定めます。

3　第一項の規定により貨物の引渡しをしたときは、当店は、荷受人に対して、その貨物の価額に対する運賃、料金等の額を限度として、その損害賠償の額を定めます。

4　第一項及び第二項の規定により貨物の損害賠償の額を定めるときは、当事者間で別に定めた金額を損害賠償の額とします。

5　貨物が延着して、損害賠償の額は、その延着の時間に応じ、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十九条　当店は、前条の規定にかかわらず、当店に悪意があった場合又は重大な過失によって貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、同条の損害賠償の額を倍額とします。

（価格）

第五十条　当店は、前条の規定にかかわらず、当店に悪意があった場合又は重大な過失によって貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、荷受人から請求があった場合には、当店は、その貨物の価額を限度として、その損害賠償の額を定めます。

2　前項の場合において、当店は、荷受人から貨物引渡証の請求があった場合には、当店は、その貨物の価額を限度として、その損害賠償の額を定めます。

（運賃、料金等の返還）

第五十一条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷受人又は荷送人が運賃、料金等の額を支払うまでの間、その貨物の運送を中止します。

2　前項の中止手数料は、次の各号の区分により、当店が負担します。

一　運送の中止をしたときは、運賃、料金等の額の百分の三十

二　指図により貨物の運送をあつかうときは、一運送契約につき三百円

三　小型車で運送をあつかうときは、一両につき三千五百円

四　使用車両で運送をあつかうときは、一両につき三千五百円

第九節　運送賠償

（運送賠償）

第五十二条　当店は、運送賠償に係る貨物の運送を当店が引き受けかつ最初の運送を行う場合（以下「当該運送」という。）において、当店が運送状を請求したときは、荷受人は、全運送についての運送状を提出しなければなりません。

2　運送賠償の場合において、当店は、荷受人から貨物引渡証の請求があった場合には、当店は全運送についての貨物引渡証を発行します。

（運賃、料金等の収受）

第五十三条　当店は、運送賠償の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を収受します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を後で収受することがあります。

3　第一項の場合において、当店は、運賃、料金等の額が運賃に関する法令の規定を超えないことを証明しなければなりません。

（各区間運送人の責任）

第五十四条　運送賠償の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わって、その権利を行使します。

（責任の原則）

第五十五条　当店は、運送賠償の場合には、貨物の滅失、き損又は延着について、他の運送事業者に対して、責任を負います。

（運送区間の責任）

第五十六条　運送賠償の場合には、当店の運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第五十七条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第五十八条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第五十九条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十一条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十二条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十三条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十四条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十五条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十六条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十七条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十八条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第六十九条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十一条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十二条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十三条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十四条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十五条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十六条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十七条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十八条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第七十九条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十一条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十二条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十三条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十四条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十五条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十六条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十七条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十八条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第八十九条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十一条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十二条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十三条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十四条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十五条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十六条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十七条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十八条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第九十九条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第百条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第百一条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第百二条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第百三条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第百四条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第百五条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第百六条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第百七条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

（責任の期間）

第百八条　運送区間の責任は、当店が運送を引き受けた時から、その貨物を引き渡すまでの間とします。

2　